

議事日程第5号

平成20年3月19日（水）

第1 継続審査事件の承認

第2 議案上程（議案第1号から第36号まで）

委員長報告（総務、教育厚生、産業建設、予算特別）

質疑、討論、表決

第3 継続審査事件の報告

船川重要港湾及び国道101号整備促進特別委員会

議会広報特別委員会

質疑

本日の会議に付した事件

第1、第2、第3は議事日程と同じ

第4 議案上程（議案第37号から第41号まで）

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第5 議会案上程（議会案第34号）

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第6 議会案上程（議会案第35号及び第36号）

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第7 議会案上程（議会案第37号）

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第8 議会案上程（議会案第38号）

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第9 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について

第10 継続審査事件の承認

第11 議員派遣の件

出席議員（23人）

1番 中田敏彦

2番 吉田清孝

3番 三浦利通

4番	古仲清紀	5番	柳楽芳雄	6番	高野寛志
7番	船木正博	8番	中田謙三	9番	佐藤巳次郎
10番	吉田直儀	11番	畠山富勝	12番	越後貞勝
13番	三浦桂寿	14番	木元利明	16番	安田健次郎
17番	笹川圭光	18番	船橋金弘	19番	中田俊雄
20番	大森勝美	21番	佐藤美子	22番	杉本博治
23番	高桑國三	24番	船木茂		

欠席議員（1人）

15番 船木金光

議会事務局職員出席者

事務局長	佐沢篤雄
副事務局長	小玉一克
係長	木元義博
主査	畠山隆之
主任	武田健一

説明のため出席した者

市長	佐藤一誠	副市長	伊藤正孝
教育長	高橋金一	監査委員	加藤金一
企業管理者	小野忠儀	総務企画部長	板橋継喜
国体事務局長	齊藤憲雄	病院事務局長	東海林誠
企画政策課長	下間秀春	総務課長	湊正人
財政課長	武田英昭	福祉事務所長	佐藤誠一
農林水産課長	三浦光博	観光課長	菅原正幸
商工港湾課長	飯沢吉三	都市下水道課長	浅野光男
若美総合支所長	加藤透	会計管理者	沖口重博
選管事務局長	佐藤龍雄	監査事務局長	佐々木邦子

農委事務局長 伊藤利信
病院総務課長 児玉守美

教育総務課長 戸部秀悦
企業局管理課長 豊沢正

午後 2時09分 開 議

○議長（船木茂君） 皆さん、どうもご苦労さまです。

これより、本日の会議を開きます。

船木金光君から欠席の届け出があります。

また、説明員の西方市民福祉部長より、本日欠席の届け出があります。

本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 継続審査事件の承認

○議長（船木茂君） 日程第1、継続審査事件の承認を議題といたします。

請願第6号新船川保育園建設用地の変更を求める請願書について、教育厚生委員長から会議規則第103条の規定により、なお審査を要するため、審査が終了するまで閉会中の継続審査にしたい旨の申し出があります。

本件については、起立により採決いたします。本件について教育厚生委員長からの申し出のとおり、継続審査と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、請願第6号は教育厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決しました。

日程第2 議案第1号から第36号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第2、議案第1号から第36号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。5番

【5番 柳楽芳雄君 登壇】

○5番（柳楽芳雄君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第11号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正などに伴い、老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するため、本条例の一部を改正するものであります。

委員より、第1点として、年金から特別徴収するに当たっての手法について質疑があり、当局より、年金支給は年6回偶数月に支給されるものであり、そのうち4月・6月及び8月に支給される年金から前年度の2月に特別徴収された税額と同額を仮徴収し、当該年度の税が確定した後、仮徴収分との差額を調整し、10月・12月及び2月において特別徴収するものである。また、平成20年度課税については、普通徴収と特別徴収により徴収するものであるが、普通徴収分については通常の9期までの納期のうち3期までは普通徴収とし、10月からの残りの6期分については特別徴収の方法により徴収するものである、との答弁があったのであります。

第2点として、特別徴収されるまでの経過について質疑があり、当局より、特別徴収対象者情報を経由機関となる国保中央会へ送付し審査が行われるほか、社会保険庁においても確認が行われるものである。さらに、再度経由機関を経て特別徴収されるものである、との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。はい、17番。

【17番 笹川圭光君 登壇】

○17番（笹川圭光君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第12号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴い、平成18年度及び平成19年度に講じている介護保険料の激変緩和措置を平成20年度も継続するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局から、税制改正により平成18年度から合計所得金額が125

万円以下の場合に個人住民税が非課税とされていた高齢者の非課税限度額が廃止されたこと及び公的年金控除額が140万円から120万円に引き下げられたことなどにより、介護保険料が急激な負担増にならないよう平成18年度・19年度は段階的に引き上げる激変緩和措置を行っており、平成20年度においても平成19年度の水準で継続するため本条例の一部を改正するものである、との説明があったのであります。

委員より、激変緩和措置による影響額、対象人数について質疑があり、当局から、平成19年度では第4・第5段階、合わせて1,085名、733万4千400円だったが、平成20年度においては、対象人数が若干増えると想定しており、影響額も増えるのではないかと考えている。この不足分については、介護保険財政調整基金から繰り入れして対応したい、との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号男鹿市後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。

本議案は、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、法令等に定めがあるものを除き、市が行う後期高齢者医療の事務等を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、第1点として、本制度の終末期医療に関しては退院計画を作成し、在宅で対応することだが、こういう医療体制があつていいものかとの質疑があり、当局から、退院を強制するということではなく、老人保健施設等の紹介、あるいは在宅も含め検討した上で決定していくと理解しており、在宅に追い込むという制度ではないと理解している、との答弁があったのであります。

さらに委員より、国では療養病床を大幅に削減するという方針であり、老健施設等への入所待機者が多く、在宅に頼らざるを得ない状況である。そして医療費を削減し、制限していくことであり、高齢者にとっては非常に厳しい制度である、との意見があったのであります。

第2点として、保険料については2年に一度見直しするということだが、今後、後期高齢者が増えていく中で給付費も増えていく。また、国でも予想しているように、後期高齢者医療制度に加入する方が2025年ころがピークと言われている中で2年に一度の見直しでは毎回値上げしなければならない制度であり、高齢者にとって大

きな負担となり問題である、との意見があったのであります。

さらに委員より、今まで国保で対応していた、はり・きゅう・マッサージ等の補助について、本制度においては現段階ではいつから実施できるかわからない状況であることから、早期に実現できるよう広域連合に対し強く働きかけていただきたい、との要望があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、後期高齢者医療制度の施行、特定健康診査の廃止及び退職者医療制度の段階的廃止に伴い所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、第1点として、本条例第2条国民健康保険運営協議会の委員の定数に関する施行期日平成27年4月1日の根拠について質疑があり、当局から、国民健康保険法施行令第3条では国保運営協議会の委員組織が規定されており、第2項ではそれに被用者保険代表を加えることができるとされている。今回、同施行令の改正により第2項が削除され、附則で拠出している間は引き続き可能となるもので、この拠出している期間が平成26年度までとなっていることから、市の国保条例では同施行令の改正に基づく改正として今回実施し、施行期日を拠出する期間終了後の平成27年4月1日とするものである。この改正は、平成27年度に合わせて行うことも可能であるが、その時点では改正の根拠となる同施行令の改正がないことから、国と歩調を合わせ施行期日を平成27年4月1日としたものである、との答弁がありました。

第2点として、委員より、改正理由について後期高齢者医療制度とのかかわりの中で退職者医療の段階的廃止も含んでいると思われることから、本条例の一部改正については賛成できないものである、との意見があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号男鹿市犯罪被害者等見舞金支給条例の制定についてであります。

本議案は、本市における犯罪被害者やその遺族の支援を目的として、犯罪被害者等見舞金支給制度を創設するため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、犯罪被害者の認定基準について質疑があり、当局から、本条例は国の犯罪被害者等給付金の支給に関する法律に準ずることとなっており、裁判所等での判断による殺人、建造物破損致死傷、放火などの罪状により不慮の死を遂げた者の遺族、または傷害を受けた者に対して見舞金を支給するというものである、との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿みなと市民病院経営健全化計画に基づき、特別室の利用料金を引き下げ、利用者の増加を図ることにより、室料収益を向上させるため本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、今年度の特別室の利用状況について質疑があり、当局から、1万500円の特別室は平成18年度実績では利用者数がゼロとなっており、6千300円の特別室は延べ利用日数164日で稼働率44.9パーセントであった、との答弁があったのであります。

さらに委員より、個室稼働率の悪い要因について質疑があり、当局から、個室の最も稼働率が高かった産婦人科の廃止による影響及び入院患者の年齢構成も高いことから、個室を希望しないといった地域的な背景もあるのではないかと分析している、との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号八郎湖周辺清掃事務組合規約の一部変更についてであります。

本議案は、八郎湖周辺清掃事務組合の八郎湖周辺クリーンセンターの開設に伴い、同組合事務所の位置を改めるため、本規約の一部変更について協議するものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号大潟地区衛生処理組合の解散について及び議案第19号大潟地区衛生処理組合の解散に伴う財産処分についてであります。

本2議案は、大潟地区衛生処理組合を平成20年3月31日をもって解散することについて及び解散に伴う財産処分について協議するものであります。

本案について、委員より、財産処分の内容について質疑があり、当局から、組合所有の土地が3千600平方メートルほどあったが、跡地利用のため大潟村の12月村議会で議決をいただき、当時の組合の取得価格約339万円で買い上げしていただいたものである、との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本2議案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。19番中田俊雄君

【19番 中田俊雄君 登壇】

○19番（中田俊雄君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第20号男鹿市下水道事業特別会計への繰入れについてから議案第22号男鹿市漁業集落排水事業特別会計への繰入れについてまでの3件についてであります。

本3件は、平成20年度男鹿市一般会計から平成20年度男鹿市下水道事業特別会計へ5億5千400万円以内を、平成20年度男鹿市一般会計から平成20年度男鹿市農業集落排水事業特別会計へ5千600万円以内を、平成20年度男鹿市一般会計から平成20年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計へ4千900万円以内を繰入れするものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本3件については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号市道の廃止及び第24号市道の認定についてであります。

本2件は、中山堂ノ沢線など9路線、延長1万5千89メートルの市道を廃止するとともに、本内6号線など12路線、延長1万5千729メートルの市道を認定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本2件については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。16番安田健次郎君

【16番 安田健次郎君 登壇】

○16番（安田健次郎君） 予算特別委員会に付託されました、議案第1号から第10号まで及び第25号から第36号までの審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る7日開会し、正副委員長を互選の後、各補正予算並びに新年度予算について補足説明を受け、予算特別委員会の初日は補正予算、2日目は当初予算を中心に質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました、主な点についてのみご報告を申し上げます。

まず第1点として、秋田県生活バス路線等維持費補助金及び生活交通路線維持費補助金の過去3年間の推移について。

第2点として、市内バス路線の現状と今後の路線形態の見通し及び男鹿市地域公共交通活性化協議会での協議内容並びに構成メンバー等について。

第3点として、秋田地方法務局男鹿出張所が廃止に至った経緯及び建物等の面積並びに今後の活用計画について。

第4点として、合併協定書に基づく未調整項目とその具体的な内容及び自治組織、町内会に対する今後の交付金等財政的支援の考え方について。

第5点として、秋田わか杉国体終了に伴い、準備期間から本大会を含めた総経費及び運営交付金等国・県・市の財源内訳について。

第6点として、財政調整基金積立金の内訳及び市債補正での公的資金保証金免除繰上償還制度にかかる予算計上の取り扱いについて。

第7点として、宮沢地区コミュニティセンターに係る委託料及び工事請負費を若美総合支所費に計上した考え方並びにその内容について。

第8点として、航空防除事業運営基金積立金負担金、経営生産支援事業費補助金及び航空防除事業費補助金の減額理由と、あわせて農業委員会費の農地流動化の利用促進事業費補助に係る予算措置のあり方について。

次に、第9点として、男鹿みなと市民病院に係る質疑についてであります。

その一つとして、病院経営改善計画案に基づく当初予算の計上と考えるが、その実現の可能性について、さらに平成18年度不良債務解消5カ年計画が変更になった要因について。

二つとして、組織機構の見直しに伴う職員体制及び給与体系の考え方について並びに医師確保推進室の今後の業務体制について。

三つとして、差額部屋の低料金等運用方法の見直し及びMRI等医療機器の有効活用方法について。

四つとして、今後の医師充足率及び不良債務解消の見込み並びに経営コンサルタント契約の内容について。

五つとして、地域医療機関としてのみなら市民病院の役割について。

六つとして、資本的収入での固定資産売却代金の内訳について。

等々の質疑があったのであります。

次に、第10点として、衛生費県補助金の自殺予防実践市町村補助金内訳について。

第11点として、組織機構の見直しに伴う各課の配置及び市民課の総合窓口業務の対応について。

第12点として、男鹿西海岸観光振興策及び西海岸誘客事業補助金、東北自然散歩道再整備事業負担金の内容について。

第13点として、本市商工港湾部門の船川地区空き店舗等を利用しての設置に対する考え方とあわせ、船川地区商店街活性化について。

第14点として、東北農政局作成の「米のつくりすぎはもったいない」ポスターの取り扱いについて。

第15点として、国民健康保険税資産割の課税漏れとなった要因及び遡及課税に伴う追加徴収について並びに収納対策室設置に伴う税収確保等の取り組みについて。

第16点として、携帯電話等難視聴地区の受信状況調査について。

第17点として、原油高騰等による学校給食費の値上げについて。

第18点として、総合観光案内所の設立目的及び運用状況並びに物産販売施設整備工事計画の内容について。

第19点として、企業誘致対策室のスタッフ及び活動予算について。

第20点として、船川保育園整備事業予算の取り扱いについて。

第21点として、八郎湖周辺クリーンセンターの事業系ごみ処理手数料について。

第22点として、男鹿地区消防一部事務組合特別会計負担金の内訳及び今後、広域消防化計画での特別会計負担割合等の考え方について。

第23点として、男鹿森林組合出資金の経緯及び総額の内訳並びに経営改善計画の見通しについて。さらに、市有林看護業務委託料の内容について。

などの質疑・指摘・意見などに対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしました。

各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第1号から第10号まで及び議案第25号から第36号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上でご報告を終わります。

○議長（船木茂君）　ただいま高野寛志君ほか4名から、議案第25号男鹿市一般会計予算に対する修正案が提出されました。

この際、提出者の説明を求めます。高野寛志君

【6番　高野寛志君　登壇】

○6番（高野寛志君）　私の方から、議案第25号男鹿市一般会計予算に対する修正案について提案理由の説明をいたします。

新船川保育園の建設用地については、昨年来、二転三転し今日に至っているのであります。現在市で進めている旧港湾事務所跡地については、市民や保護者の反対も根強く、市民を巻き込んだ署名運動にも発展しております。また、父兄からは市議会に対し、新保育園建設用地をサンワーク隣接地に変更するよう求める請願も提出され、所管委員会において継続審査となっております。

このような市民の合意ができていない状態で用地取得費など3千390万円の予算を計上し、執行することは、まことに不適切であり到底市民の理解を得られるものではありません。よって、ここに平成20年度一般会計予算に対し、減額修正案を提案いたしますので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（船木茂君） これより各委員長及び議案第25号修正案提出者に対する質疑を許します。質疑ありませんか。9番佐藤巳次郎君

○9番（佐藤巳次郎君） 私からは、修正案を出されました高野議員にお伺いいたします。

のどがちょっと具合悪いので十分でありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

2点にわたってお聞きしたいと思いますが、午前中に行われました予算委員会での平成20年度の予算案に対して高野さんを含めた方々が反対されました。そして午後のこの本会議にきて修正案が出てきました。我々はどっちを信頼すればいいのか、最初に予算委員会で反対であれば本会議場に来ても反対と、予算委員会で修正すれば本会議でも修正というのが議会のルールでないのかなと思いますけれども、どうしたことなのか私わからぬので、予算委員会で反対で本会議で修正といえば、重要なのは本会議だとは思いますけれども、そうすれば予算委員会は何なのかと。少なくとも予算委員会も議員全員が参加しての特別委員会でありますので、そういう意味の重さもあるわけでございますので、どういう経過なのかお聞きしたいと思います。

それから、この新保育園にかかる請願書も出てまいりました。私は昨年の9月の議会で高野さんを含めて全員が基本計画の予算案、基本計画というのは旧港湾跡地に保育園を建てた場合の計画の予算について議会では全員賛成した経緯があるわけです。今回2月に入っておかあさん方が、これは大変だということでいろいろ頑張って請願に署名を議会に届けると、こういう形になったわけです。今回このように予算反対、そして請願も仮に高野さん方が賛成ということであれば、そういう決着の仕方であればですよ、私はこの3月議会でいい悪いが決着されてしまうということで、私は初めから、これは突然2月にきたので、この議会で決着されればおかあさん方の気持ちも踏みにじられてしまうと。全員一応同意している経緯から踏まえてですよ、それは中には反対して、前は賛成しても今回はやっぱり上の方がいいんだというとか、その中間とかいろいろあると思うんです。だけども、やっぱり採決すれば、私は今回、下がいいという結果が出てしまうんじゃないかという心配があって請願も継続を意思表示しております。それが最高のおかあさん方、地域の方々にとってはいい、一番の

ベターな方法じゃないかという気がしておるわけです。そういうことで今回の修正案について、どういうお考えなのかですね、本心というかお聞きしたいなと思ったわけです。

○議長（船木茂君） 高野寛志君。

【6番 高野寛志君 登壇】

○6番（高野寛志君） 1点目ですけれども、予算特別委員会でも修正案は提出できると。本会議でも提出できると。我々も両方に出すことも考えたんですけれども、議会の能率上、何回も繰り返すのは時間のむだになると。じゃあ本会議に提案して皆さんのご理解をいただきましょうと、そういうことで本会議に提案することに絞ったわけです。

それから2点目の、ちょっと意味がよくわからない、その議会ではこうだっていっても全員一致で今の建設、港湾事務所用地、私は当初から反対でしたし、父兄のお話を聞くと、そのアンケート調査の取り方に非常に疑問があると。それで、そういう実態とか事情もよく知らないので賛成が以前多かったと。だけれども状況をいろいろ聞いていくと、とても安全性に疑問があると。それで父兄の皆さん、これじゃあ大変だと、そういうことでことしなっていろいろ運動が熱を帯びてきたんじゃないかと思うんですね。ですから、私はですよ、やっぱり父兄の民意がそういうところにあればそれは尊重すべきだし、議会だろうが市だろうが人間が決める社会ですから、それは一度そういうふうに決めたからといって保護者がどうしても下には反対だということであれば、そういう民意を尊重して我々も行動すべきじゃないかと。ですから、タイミングからいけば確かに昨年のそういう段階で保護者の皆さんももっと情報をキャッチして動いてくれれば、それはそういうことも可能だったんでしょうけれども、きょねんは国体等あったりして当局も忙しかったでしょうし、こういう今回の状態になっていると、そういうところじゃないかと思います。

以上です。

○議長（船木茂君） 再質問ありませんか。はい、9番。

○9番（佐藤巳次郎君） 予算委員会と本会議との関係についてですけれども、お答えは能率が、予算委員会に提案すれば能率が悪くなると。能率上の問題だと。私はこれは能率上の問題で考える問題ではなくて、やはり議会のルールだと、それはもし時間

かかるのであれば、それは幾ら長くかかったって東京都の都議会でないけれども翌朝までかかってまでやっているわけです。そういうことからいけですね、能率上だからということではうまくないんじゃないかなという気がするわけです。やはり議会としては、流れがありますから、やはり予算委員会に、修正がするのであればですよ、予算委員会に修正案を出して、それをまた本会議場にも出すというのがルールじゃないかなと。やはり予算委員会は反対だと。本会議は修正案を出すと。これではやっぱり我々にすれば、どっちが本音なのかというのがちょっとわからないのですね、そこを聞いておるわけです。

それから、私が一番心配したのは、おかあさん方、保護者や地域の方々の思いが、この議会で決着されて否決されてしまえば、結局下になってしまふんじゃないかという、声が通らなくなってしまうんじゃないかという気が一番一番危惧しました。やっぱり今議会で決着するとなれば、私は今でも下になってしまふんじゃないかという思いを今でも持っています。私は上でいいという思いも十分は持っていません。そういう意味では慎重にこの継続審査の期間の中で十分議論して、そしてまた地域の人方、おかあさん方の声を聞きながら最終的な決着をつけると。おかあさん方も非常にまず下になった経緯も、それから2階造も説明なかったいろいろな不安があるわけで、それをやっぱり市の方でも説明しながら、最終的にやはり上だ、やはり下だという結果が一番いいんじゃないかなという気がするわけです。そういう意味では、やっぱり予算も当局の方では執行しないと言っているわけですし、議会では請願を継続にするといって先に延ばして審査をしていくと、これが私は請願者のためにも最良の方法じゃなかったのかという思いで質問しておりますので、何かお答えあればお願ひします。

○議長（船木茂君） 高野寛志君。

【6番 高野寛志君 登壇】

○6番（高野寛志君） 予算委員会にも修正案を提案して本会議でも提案すべきだと、それが議会のルールじゃないかというご意見ですけれども、我々もそこら辺について事務局等にも問い合わせして、どっちも可能であると。だから、同じ修正案を予算委員会でもこの本会議でも両方出してもいいんだけども、必ず両方に提出しなきゃいけないということじゃないと、そういうことだったので、手を抜くとか能率とかという

よりも、同じことを繰り返すよりは本会議で提案して採決を求めるに、そういう考え方ですので、決してルールを無視してやろうとかそういう感じはないわけです。

それから、2点目の請願について継続審査が最良の選択でということですけれども、今の議会の流れからいえば、既に決まったことというか、あとそれは市でも議会でも同意して進めるという父兄の皆さんとの認識なわけなんですね。よっぽどのことでもなければこれは建設地の変更というのは難しいと、そう考えられたし、私もそう思いました。ですから、市あるいは議会の決定がどうしても承服できないと、市民の、まず父兄の皆さんでも。そうすれば市民の直接請求という方法もあるし、議会でも市でもそういうふうに決定するのであれば、それはそれで私は尊重するしね、それについてまた市民の皆さんがどういう判断、行動とるか、これはまた市民の皆さんと考え方ですしね、時間がないわけじゃないけれども、今回そういうふうに父兄の皆さんが行動して私も一議員として会派の皆さんもご協力願っているわけですけれども、そういう何ていうか政治判断で行動しているので、佐藤議員の言わんとともにご理解はできますけれども、また我々は我々の考え方で行動しているというのが実態ですけれども。

○議長（船木茂君） さらに質疑ありますか。はい、佐藤議員。

○9番（佐藤巳次郎君） 高野さんの主張は、決着つけて、それで仮に否決されれば直接請求もあると。直接請求というのはどういうことか、市長リコールということの意味なのかわかりませんけれども、そこまでおかあさん方、保護者の方々、地域の人方が考えて署名なり請願したのかなという心配も私持っております。おかあさん方は、少なくとも上にしてほしいということが願いじゃないかなと。通らないからといってリコールするのかというところまで話が及んでいるとすれば別ですよ。私はやはり、おかあさん方の声を大事にするために私は継続の方がいいと。そしていろんな角度から調べて、調査しながら、最終的にやはり保護者の方々のアンケートなり、もう一度取ってでも、市で説明をしながら、不安があるというので市の方で説明するならばですよ、最終的な本当の声が出てくるんじゃないかという気がしたので、予算なり、そして請願も先に延ばすというのが最良だということで私は考えたわけですので、高野さんのお答えはいいです。

以上で終わります。

○議長（船木茂君） 9番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。はい、10番吉田君。

○10番（吉田直儀君） 提案の高野議員とは、私は同じ会派でございますので、私も一緒に署名しております。ここで今、9番さんの質問に対してお答えいただきましたが、若干私としても誤解があつてはならないと思いますので、もう一度高野提案者にしっかりとこの場で今、市民の皆さんも来ておりますので明確にお答えを、同じことになると思いますがしていただきたいと思います。

まず私から見るに9番さんの意見は、請願が継続になったので予算も延ばせよと、そして当局が凍結すると言っています。私はこれは全く違うと思います。請願は請願で、継続しようと決めようと、それは請願は市民から出た請願です。予算は当局から出た予算ですので、この事業と予算化の整合性というものは私はこれはしっかりといると思います。こういう不確定な事業の予算は、私どもが提案している減額修正が私は正しいと思いますので、この点高野提案者からもう一度しっかりと市民の皆さんの誤解があつてはならないと思います。

それからもう一つつけ加えて言うと、9番さんが今、この予算が可決すれば、あとこれが審議が終わったよというふうな表現をしておりますが、これは私は、やっぱりこれも違います。これから仕事です。まだこの予算が決まっていないんです。それが市長がこの凍結するとか何とか、これはまさにまだ早い話なんです。なので私は私どもが提案したこの修正案というのが今出しているんです。こういうことから今、高野提案者からもう一度お願いしたいと思います。

それからもう一点、これは一般論ですが、予算委員会で反対して本会議で修正するというのは、これは私は可能です。当然、委員会の事情と本会議までくる間の事情というのが変わってきます。変わる場合もあります。なので、私はこれはあくまで一般論ですよ。私はこの方法をとったといいませんが、一般論的なそういう変更する可能性のある中身が十分これからますますあると思います。いわゆる予算委員会の決め方と本会議で提案することというのは、こういうことだと思いますので、これは高野提案者には、あるいはお答えいらぬと思いますが、ただただ私はもう一度申し上げますが、誤解があつてはならないのは、市民の皆さんが聞いて、これが可決しましたよというふうなことで場所が決まるわけではないんです。当局がこれから説明しようとしていますので、ですからそれらの予算というのは私はこれからは私どもが修正して

いるんですから、そういうことですので、私はこの予算と事業の整合性というのは、私はマッチしているものだと、こういうふうに思っています。なので、そういうことで提案者の高野さんが、もし私がこう言っていることでいや違うというふうなことがあるとすれば言ってもいいんですが、私はこのことを市民の皆さんに確認しておきたいと思いますので、今あえて質問いたしました。

○議長（船木茂君） 高野寛志君。

【6番 高野寛志君 登壇】

○6番（高野寛志君） 我々は20年度の一般会計予算案に全部反対というわけじゃないんだけれども、この保育園の予算については先ほど提案理由でも申し上げましたように、まだ市民のそういう盛んな反対運動とかいろいろご意見が煮詰まっていないと。反対運動が強くて、そういう状態で予算を執行していくというのは、非常に行政としても問題があるんじゃないかと。だから今回はこの予算を減額修正して、一たんおくと。それで父兄なり市民合意を得てからやるべきものはやると、それが普通の考え方じゃないかと、そういうことで提案しているので、それはいろいろ考え方あるんでしうけれども、我々はそういうことで会派内でも相談して提案したわけですので、よろしくお願ひします。

○議長（船木茂君） 吉田直儀君。

○10番（吉田直儀君） わかりました。以上で終わります。

○議長（船木茂君） 10番吉田直儀君の質疑を終結いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありますので発言を許します。4番古仲清紀君。

【4番 古仲清紀君 登壇】

○4番（古仲清紀君） 私は、議案第25号原案に反対し、修正案に賛成の立場で討論をいたします。

船川保育園の移転先について、市長は旧港湾事務所跡地から市有地、市有地から旧港湾事務所と二転三転をしております。市の保護者アンケート調査では、旧港湾事務

所跡地が大多数賛成であるとのことで保護者がよければということがありまして議会では議決をされております。しかし、保護者への市のアンケート実施に当たっての説明会においては、新築予定地はどこなのか、環境、道路状況、避難場所など具体的な説明もなく、保護者を無視した説明会であったと私は聞いております。船川保育園、羽立保育園の児童館の保護者等は、市有地は園児が活動できる場所がたくさんある、のびのびと生活ができる。旧港湾事務所跡地は三方を道路に囲まれ交通量が多く危険な場所であり、敷地が狭いため建物は2階建となり危険であることなどにより、保護者から旧港湾事務所跡地への計画に反対する請願書が提出されております。市長は港湾事務所跡地移転により、子供や父母等が船川の街を歩き、お年寄りと交流する場所がつくられ、少しでもにぎわいが出ると期待している。保護者に理解を求めた上で計画を進めていきたいと述べられております。保護者の声は尊重すべきであります。市の財政危機からも血税をむだにすべきではないと私は考えます。保護者の理解を得てから事業費を予算計上すべきで、原案の船川保育園整備事業費は減額修正すべきと考えます。よって私は、議案第25号原案に反対し、高野寛志ほか4名から提出された修正案に賛成するものであります。各位のご賛同をお願いを申し上げます。

○議長（船木茂君） 次に、佐藤巳次郎君の発言を許します。はい、佐藤君。

【9番 佐藤巳次郎君 登壇】

○9番（佐藤巳次郎君） 私からは、新保育園の予算に関しては先ほど述べておりますので、私からは議案第4号平成19年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）について、議案第5号平成19年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第13号男鹿市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第14号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第25号平成20年度男鹿市一般会計予算について、議案第26号平成20年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について、議案第27号平成20年度男鹿市老人保健特別会計予算について、議案第30号平成20年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算についての計8件についての後期高齢者医療制度の創設にかかる条例及び予算についての反対討論をさせていただきます。

この4月から実施予定の後期高齢者医療制度について、実施が近づくにつれて高齢者や自治体、議会から怒りが広がっております。75歳という年齢から、なぜ差別し

て新しい制度をつくるのか、今までの老人保健制度でいいのではないか、介護保険料と同じく年寄りから同意を得ないで勝手に年金から天引きするとは許せない、医者にも自由にかかれないのであれば年寄りは早く死ねということかと怒りをぶちまけております。

岐阜県大垣市の議会の自民クラブ会報で「後期高齢者医療制度に断固反対」の見出しが制度の廃止を要求し、市民に会報を配布しております。自民党でさえ今のこの問題に対しての怒りがあるわけであります。そして大垣市の議会でも廃止の意見書を可決しました。

この制度のねらいは、医療費の削減にあることは明確であります。2020年代には、戦後ベビーブームのときに生まれた団塊の世代が75歳以上となります。そうなっても国の財政負担と大企業の保険料負担が増えない仕組みを今からつくろうというのが政府のねらいであります。政府の医療費削減の見通しによりますと、2015年には3兆円のうち高齢者分が2兆円、2025年には8兆円のうち高齢者が5兆円に達しています。この数字を見れば75歳以上の高齢者をねらいうちしていることは明らかだと思います。政府は老人病院と言われる療養病床に入院している高齢者23万人を退院させ、在宅や老健施設等に追いやろうと計画しております。男鹿市の75歳以上の方は約6千200人で保険料の総額は3億4千250万円にもなります。低所得者が多く、その負担感は大変なものであります。介護保険料の天引きと合わせると2ヵ月分の年金に相当する人がたくさん出てきます。また、保険料の見直しは2年ごとに行われ、毎回引き上げされる仕組みとなっております。宙に浮いた年金が大問題となって国会でやりあっておりますが、昨年、安倍総理は5千万件すべてを来年3月まで解決すると約束しましたが、今になって2千25万件が特定困難と釈明しております。まだ多くの人は正しい年金額をもらえていないのに、さらに天引きされるという不合理きわまりないことをやろうとしております。秋田県後期高齢者広域連合の連合長は秋田市の佐竹市長であります。秋田市では75歳以上の高齢者を対象に、はり・きゅう・マッサージ費の助成を4月から行うとしております。高齢者医療制度に伴う事業で実施するとしております。はり・きゅう・マッサージ費の助成制度は55歳以上の国民健康保険加入者を対象に実施しておりましたが、後期高齢者医療制度が4月から実施されると75歳以上の人のが助成を受けられなくなることなどから新たに事業

実施することになったとしております。私は今議会の一般質問で、男鹿市でも秋田市と同じ助成制度を実施しており、広域連合でもやるべきと質問しておりますが、市長は高齢者医療制度の保健事業として要望していくと答弁しております。市でも広域連合でも75歳以上の方は助成制度を利用できなくなっているのが男鹿市民の実態であります。佐竹秋田市長は、後期広域連合の連合長であります。広域連合の事業として行わないで秋田市の事業として行うとしているが、連合長としての立場としてあまりにも無責任と言わなければいけません。広域連合の議員である佐藤市長は、強く申し入れ、早期実現を図ることが大事だと思います。広域連合の議員でなければ直接我々が質問できるわけはありません。重要な役割を担っているのであります。きょうこの後、広域連合議会の補欠選挙も行われることになっておりますが、高齢者の立場に立って発言していく候補者が必要と考えます。高齢者の皆さんには、あの悲惨な戦争を体験され、戦後は日本の復興のために必死になって働いてこられた方々であります。高齢者になったら今まで一生懸命頑張ってきたのに、こんな医療制度をつくって年寄りを何と思っているのか、早く死ねということかと言っております。日本には古くから今日まで77歳であれば喜寿、88歳であれば米寿、90歳であれば卒寿、99歳であれば白寿と高齢者をみんなで祝う社会であります。暮らしが苦しいから、まず年寄りの暮らしから削ろうという家庭は日本にはないと思います。75歳おめでとう、長生きして、きょうから医療費は心配いりませんというのが政治というものではないでしょうか。国会では後期高齢者医療制度廃止の法案も野党4党で出しております。

以上の理由により、関連議案8件について、同制度中止・撤回の立場から反対するものであります。ご賛同くださいますようよろしくお願いして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（船木茂君） 次に、10番吉田直儀君の発言を許します。10番吉田君。

【10番 吉田直儀君 登壇】

○10番（吉田直儀君） 私からは、平成20年度男鹿みなと市民病院事業会計予算の、私としては否決についての提言をいたします。

議案第34号、私は平成20年度男鹿みなと市民病院事業会計予算については、次の事由から否決すべきと思います。

まず第1点には、病院予算の編成における背景についてであります。

さきに議会に提示された男鹿みなと市民病院経営健全化計画には、病院の累積欠損金について驚くべき注釈が堂々と記載されております。計画書の3の収支計画のポイント注2の記載を議員の皆さんも確認していることでしょう。そのことから平成20年度末には、何と累積欠損金が27億7千730万円あまりになります。このような多額の欠損金をその記載に「累積赤字は形式的なものに過ぎず、病院が市に対して返済すべき債務ではない」と記載されております。このことは民間病院とは異なり、損益収支の赤字が資本収支の他会計負担金の範囲内であれば公立の病院の場合は実質的に黒字を意味するとしております。これを言いかえれば、病院経営が赤字でも一般会計から数億円の市民税が使える限り、赤字を補てんすれば民間と違って倒産はしないと言っているのであります。毎年市民の税金が億単位で損失補てんに使われている病院経営の現状を考えると、まさしく企業経営責任者としては言いわけとしても使ってはいけない論理であります。こうした経営感覚を持つ市長が提示したこのたびの病院予算については、全く信頼できるものではありません。

第2点には、具体的に予算の中身を見ても、場当たり的な対処療法的な経営のための予算措置が随所に見受けられます。指摘しておきたい箇所は病院経営コンサルタントの委託料です。毎日の来市、その他のコンサルタント料として399万9千円が計上されております。民営化などを含めた抜本的な改革なしに経営は大きく好転しないことは明白です。こうした民営化という大きな経営改革の柱もなしに、何についてのアドバイスを受けようとしているのでしょうか。さらに4月からは、事務局長ポストがなくなるといい、病院長以下の2課の体制という、このことからして病院経営の事務方トップの不在となります。しかしそれも市長が先頭に立って全身全霊をかけるという、政治生命をかけるということであり、その心配はないかもしれません。がしかし、その費用対効果は極めて低いとしか考えられません。

次に、現在所有している医師の住宅と土地の売却による収入を1千263万8千円計上しておりますが、これも現況を私も視察してまいりました。その限りでは、現実的に買い手がつくかどうか疑問であります。売却できるかどうか疑問に思うような物件も無理をして数字上で収入として見込み計上しているのであります。

こうした万事が場当たり的な対応に終始する傾向のあるこの病院経営問題には、やはり抜本的な改革が必要と考えます。したがって、抜本的な改革の方針のないまま、

示せないまま、この本病院予算については私は疑問を感じるのであります。よって、私はこの理由から本病院予算は否決すべきと思いますので、議員各位のご理解、ご賛同をお願いして終わります。

○議長（船木茂君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、高野寛志君ほか4名から提出されました議案第25号男鹿市一般会計予算に対する修正案について採決いたします。

本修正案は、起立により採決いたします。本修正案について賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立少数であります。よって、議案第25号男鹿市一般会計予算に対する修正案は否決されました。

次に、原案である議案第25号平成20年度男鹿市一般会計予算について採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。本件に対する予算特別委員長の報告は、可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、議案第25号は可決されました。

次に、議案第4号平成19年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）について、議案第5号平成19年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第13号男鹿市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第14号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第26号平成20年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について、議案第27号平成20年度男鹿市老人保健特別会計予算について、議案第30号平成20年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算についてを一括して採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。本7件に対する各委員長の報告は、可決であります。本7件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、議案第4号、第5号、第13号、第14号、第26号、第27号及び第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成20年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について、採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号から第3号まで、議案第6号から第12号まで、議案第15号から第24号まで、議案第28号、第29号、議案第31号から第33号まで、議案第35号及び第36号を一括して採決いたします。

本27件に対する委員長の報告は、可決及び承認であります。本27件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から第3号まで、議案第6号から第12号まで、議案第15号から第24号まで、議案第28号、第29号、議案第31号から第33号まで、議案第35号及び第36号は、原案のとおり可決及び承認されました。

日程第3 継続審査事件の報告

○議長（船木茂君） 日程第3、継続審査事件の報告を議題といたします。

船川重要港湾及び国道101号整備促進特別委員会並びに議会広報特別委員会から、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告をいたしたいとの申し出がありますので、これを許します。

はじめに船川重要港湾及び国道101号整備促進特別委員長の報告を求めます。2番杉本博治君。はい、22番。

【22番 杉本博治君 登壇】

○22番（杉本博治君） 船川重要港湾及び国道101号整備促進特別委員会に関するこれまでの経緯並びに要望内容について、会議規則第45条の規定により中間報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成18年6月定例会において、船川重要港湾及び国道101号整備促進に関する件を特定事件とし、これを総合的観点から議会として審査検討すべく設置されたものであります。

設置以来、本特別委員会はこれまで5回開催し、現状とこれまでの経緯、国道101号羽立工区の整備計画要望事項等について協議し、また、現地視察を実施するとともに、秋田県並びに国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所、同局秋田河川国道事務所、国土交通省東北地方整備局、さらには県選出の国会議員、国土交通省、財務省に対し、重要港湾船川港の整備促進・改修事業の実施について、港湾施設改良費統合補助事業の拡大等について、道路特定財源の堅持と道路整備の促進について、国道101号の整備促進について、それぞれ関係機関に要望いたしておるものであります。特に昨年においては秋田わか杉国体を控え、羽立バイパスの早期完成が待たれしたことから、国体前の完成に向け、本委員会として精力的に要望活動を実施したものです。結果、国体開催前に完成を見ることができ、ここに議員の皆様に改めてお礼を申し上げます。

それでは、国土交通省と関係機関への要望内容について申し上げますと、まず、重要港湾船川港では、第1点として、既存泊地の浚渫についてとして、本港マイナス10メートル泊地の現況は長年の土砂堆積などにより、本来の水深が確保されていないことから、マイナス8.5メートルのきつ水制限を受けるなど、輸送効率のよい大型船の入港に一部支障を来たしている現況にあり、本来の泊地機能回復のため早期浚渫方について。

第2点として、埠頭用地の増設及び岸壁の延伸についてとして、近年、原木及び再利用等の取扱量の増大に伴い手狭となり、荷役作業に支障を来ており、特に輸入原木については植物検疫の燻蒸などを要し、一般貨物に比べ倍以上の保管場所が必要とされ、既存合板加工工場の増産計画が具体的になっており、輸入原木のさらなる増加も見込まれ、埠頭用地の狭小化は一層顕著になることが予想され、これらの抜本的対策として埠頭用地の増設及び既存岸壁の延伸方について。

第3点として、耐震強化岸壁の整備についてとして、本市は過去に大きな震災を経験しておるが被災時、被災後における避難者、物資等の輸送や復旧作業において緊急ルートを確保することは住民の生命、安全を守る上で重要であり、特に本市は半島地域であるため陸路にも限りがあり、港湾が果たす役割は大変重要であると認識しており、男鹿市総合計画においても大規模地震・津波等に対する港湾の対応力強化の促進、男鹿市地域防災計画において海上輸送路確保のための係留施設警備を推進することにしており、地域の安全・安心の確保のため早期の耐震強化岸壁の整備方について。

第4点として、工業用地の整備についてとして、地域の活性化を図る上で若年層を中心とした雇用の場の確保と定住促進を図ることが重要課題となっている。臨港道路生鼻崎線の4車線化により物流機能が強化されるとともに企業立地促進法に基づく秋田県木材関連産業集積基本計画の拡大を推進するため、埋め立てによる工業用地の確保について要望いたしているものであります。

次に、港湾施設改良費統合補助事業に係る要望内容を申し上げますと、港湾施設の機能維持・管理には多額の費用を要する上、現行の補助制度においては港湾管理者に係る財政負担は大きく、その捻出に苦慮している。については一般公共事業債の適用、補助制度の拡充について配慮を賜りたいというものです。

次に、道路特定財源堅持と道路整備の促進について、主な要望事項を申し上げます。

第1点として、道路整備が滞ることなく着実に進むよう道路特定財源諸税の暫定税率を10カ年延長すること。

第2点として、道路整備を効果的かつ効率的に推進するため受益者負担という制度趣旨にのっとり、一般財源化することなく道路特定財源を堅持しすべて道路整備に充当すること。

第3点として、本市においては現在7路線を地方道路整備臨時交付金事業により整備中であるが、男鹿国定公園を中心とした観光と地域産業を支援する道づくりにより、地域間交流の推進や各地域の活性化に大きく寄与するとともに高速交通拠点への時間短縮が図られることになる。については、地方道路整備臨時交付金事業制度の継続と国道・県道・市町村道などを対象とする制度の拡充を図ること。

第4点として、市町村合併後の地域間、地域内交流、連携を強化する道路整備に対する支援体制を整えること。

第5点として、国庫補助負担金については、引き続き地方の裁量を高めながら地域の課題に的確に対応した道路整備を機動的に進められるよう必要な額を確保すること。また、国庫補助負担金や地方道路整備臨時交付金を譲与税化し、機械的に配分することは、道路整備に重大な支障が生じることから、その制度の廃止、委譲は行わないこと。

第6点として、冬期間において住民の安全・安心を支え、雪に強いまちづくりの実現のため、道路整備を強力に推進することを要望いたしております。

次に、国道101号の整備促進について申し上げますと、浜間口地区の早期着工として能代・八竜から男鹿温泉郷や入道崎等、本市北部に連絡する重要な路線であり、昨今、昭和男鹿半島インターチェンジへのアクセス道の開通、二ツ井白神インターチェンジまでの高速道路の開通など周辺道路整備により交通量が格段に増加している状況である。さらに県道相川バイパス、市道なまはげラインなどからの当区間への利用度が高まっており、交通量が増大している。当区間は狭隘、急坂、屈曲が連續し、交通安全上も極めて危険であり、地区住民もこれらの解消を切望している状況にある。事情賢察し、早期に着工していただきたいというものであります。

以上、要望内容を申し上げましたが、今後とも引き続き国・県に対し強く要望していく必要があることを申し添え、本特別委員会に付議されております事件の中間報告といたします。

○議長（船木茂君） 次に、議会広報特別委員長の報告を求めます。9番佐藤已次郎君。はい、9番。

【9番 佐藤已次郎君 登壇】

○9番（佐藤已次郎君） 私からは簡単に、議会広報特別委員会に関するこれまでの経緯と審査の概要について、会議規則第45条の規定に基づき中間報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成18年4月臨時会において、議会だより編集等に関する件を付議事件とし、委員6人をもって設置されたものであり、委員長には私が、また、副委員長には佐藤美子委員が選任されたものであります。

平成18年4月25日に第1回目の委員会を開催し、これまで16回の委員会開催と議会広報の編集について行政視察を実施したものであります。

本特別委員会は、毎定例会終了後、委員会を開催し、議会だよりの編集について紙

面の割りつけや掲載項目及び執筆者の選定を協議した後、委員個々が執筆し、発行前に再度委員会において紙面の最終確認を行っているものであります。

議員改選後、これまで議会だより第6号から第13号までを発行いたしておりますが、この議会だより編集に際しては市民と議会をつなぐ架け橋として市民の皆様に対し、議会での審議内容を正確かつ読みやすく、わかりやすさを大切にしながら親しまれる紙面づくりを念頭に編集に当たってきたものであります。

以上が本特別委員会設置における、これまでの活動状況であります。

○議長（船木茂君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。
(「なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま、市長より議案第37号から第41号まで提出されました。この際、本5件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本5件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第4 議案第37号から第41号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第4、議案第37号から第41号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第37号 教育委員会委員の任命について

議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第41号 人権擁護委員の推薦について

○議長（船木茂君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） ただいま議題となりました議案第37号から第41号までについて、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第37号教育委員会委員の任命についてであります。

本議案は、教育委員会委員の武内庸氏が本年5月10日をもって任期満了となりますので、その後任として鈴木錦一氏を任命いたしたいというものであります。

次に、議案第38号から第40号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本3件は、固定資産評価審査委員会委員の八幡春三氏、渡部景信氏及び湊輝雄氏の3名が本年5月10日をもって任期満了となりますので、八幡春三氏及び渡部景信氏については再任とし、湊輝雄氏の後任として諸井秀樹氏を選任いたしたいというものであります。

次に、議案第41号人権擁護委員の推薦についてであります。

本議案は、人権擁護委員の天野実氏が本年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からご賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本5件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第37号教育委員会委員の任命について、採決いたします。鈴木錦一氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については同意することに決しました。

次に、議案第38号固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。八幡春三氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号については同意することに決しました。

次に、議案第39号固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。渡部景信氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号については同意することに決しました。

次に、議案第40号固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。諸井秀樹氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号については同意することに決しました。

次に、議案第41号人権擁護委員の推薦について、採決いたします。天野実氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号については、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第34号男鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 議会案第34号の上程

○議長（船木茂君） 日程第5、議会案第34号男鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議会案第34号を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第34号は原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま、議会案第35号及び第36号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第6 議会案第35号及び第36号の上程

○議長（船木茂君） 日程第6、議会案第35号及び第36号を議題といたします。

職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第35号 道路特定財源の確保に関する意見書

議会案第36号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書

○議長（船木茂君） お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議会案第35号を採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。本件について賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、議会案第35号は可決されました。次に、議会案第36号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第36号は原案のとおり可決されました。

道路特定財源の確保に関する意見書

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク化形成をはじめ、防災対策、通学路の整備や開かずの踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行われなければならず、その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9千億円の税収の減が生じ、さらに地方道整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6千億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、本市では、約3億5千万円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

さらには、危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

秋田県男鹿市議会

議長 船木 茂

衆議院議長 河野洋平様

参議院議長 江田五月様

内閣総理大臣 福田康夫様

内閣官房長官 町村信孝様

総務大臣 増田寛也様

財務大臣額賀福志郎様
経済財政政策大臣大田弘子様
国土交通大臣冬柴鐵三様

地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書

働いても最低限の生活すらままならない「ワーキング・プア」問題が深刻化しています。女性や青年では半数が低賃金・不安定雇用で「結婚できない」「子供を育てられない」「暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。貧困の放置は、消費低迷や少子化の進行、地域経済の低迷、企業における技術力の喪失、家庭崩壊、社会保障の崩壊、社会不安の釀成等を連鎖的に引き起こし、この国の未来をあやうくしてしまいます。

先の国会で改正最低賃金法が成立し、最低賃金は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮」して決定することになりました。今の最低賃金では、年2000時間働いても、税込み年収120～140万円にしかならず、場合によっては生活保護基準を下回ります。改正法の趣旨に従えば、最低でも年収200万円水準にあたる時給は必要ということになります。ちなみに、秋田県の地域別最低賃金は1時間あたり618円であり、年2000時間の労働で123万6千円です。この金額では、食費を切りつめ、交際はもちろん冠婚葬祭も不義理して節約しても収支赤字となります。およそセーフティ・ネットとしての機能を果たさない、このような低額の最低賃金は抜本的に引上げる必要があります。

最低賃金の引き上げによる低賃金構造の抜本的な改革は、均等待遇実現にあたっての賃金水準の底支えや、中小企業の下請単価の底支えと適正利潤確保、地域の格差是正と景気回復を図るために必要不可欠です。与党も「先進国で最低水準の日本の最賃をあげるのは当然」と意見を出しています。以上を踏まえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 最低賃金違反を根絶するため、労働基準監督官を増員し、監督行政の強化を図

ること。

2. 「改正法」に基づき、地域別最低賃金は「健康で文化的な最低限の生活」を営むために必要な生計費を基本に、勤労に伴う経費と税・社会保険料負担分を加えた金額に改定すること。
3. 地域別最低賃金のDランクをなくすことなど、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。日額、月額設定を復活させ、全国一律最低賃金制度を確立するため、制度改正の準備を行うこと。

平成20年3月19日

秋田県男鹿市議会

議長 船木 茂

内閣総理大臣 福田 康夫 様

厚生労働大臣 外添 要一 様

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま、議会案第37号男鹿みなど市民病院経営改善に関する決議案が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第7 議会案第37号の上程

○議長（船木茂君） 日程第7、議会案第37号男鹿みなど市民病院経営改善に関する決議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。船木正博君。

【7番 船木正博君 登壇】

○7番（船木正博君） 男鹿みなど市民病院経営改善に関する決議案を提出いたします。男鹿みなど市民病院は、平成10年7月1日に開院以来、まもなく10年目をむか

えようとしており、この間、議会においては、この病院経営についてさまざまな意見や提言がなされております。一般会計からは多額の補助金、約12億5千万円を計上しているにもかかわらず、平成19年度末には不良債務約4億4千万円、累積欠損金約26億円となっております。現状の男鹿みなと市民病院の経営悪化状況をかんがみ、市当局においては最重要課題として位置づけし、市長は重大な決意をもって臨み、下記による経営改善に努めるよう強く求めるものであります。

1つには、地域医療機関としての市民から信頼される病院づくり。

2つ、病院事業会計における収支の改善、特に早期の不良債務解消。

3つ、さらなる常勤医師確保の早期実現。

以上、ご提案申し上げます。

議員各位のご賛同、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありますので、これを許します。10番吉田直儀君。

○10番（吉田直儀君） 私からは、この決議案に対する意見を申し述べさせて、私はこの決議案には残念ながら反対をさせていただきます。

というのは、この決議案がいまさらというふうな感じです。私が議会に来て就任以来、過去5回この病院問題を質問しております。その都度問題点を指摘しながら議会で討論、もしくは提言してまいりました。この今3点の事項を見ますと、何ら新しいこれから議会としての対応策を見いだすような提案が残念ながら私は一つもないと思います。大変提案者の皆さんにはご難儀して協議していただいたところでしょうが、と私は申し上げさせていただきます。

信頼される病院というのは、これはもう市長は当初から病院は信頼される病院だって言っていました。

それから、早期の不良債務解消というのは、これも先般の経営改善計画でしっかりと27年度まで解消するというふうなことで提案されております。ただ、これが計画どおりいくかどうかわかりませんが、私はこれはそのとおり提案されております。これも改善委員会の皆さんが多く大な努力と総意をもって決められております。

第3点のこの常勤医師の確保、早期実現、これもまさに最大のこれはもうこの病院の医師不足が始まって以来の問題ですので、私はこれもまたまた当たり前の話ではないか、このように思います。

なので、若干さらにつけ加えて、私はこの決議案に対して、じゃあどういうこれまでの議会が満場で、あるいは議論されてきたかというふうなことなんです。その点私はやや議会としては議論不足ではなかったかなと、こういうふうに思います。私なりに何点かを大変提案者の皆さんには申しわけないですが指摘させていただきます。よくよくこのことを振り返っていただきたいと思います。

まず第1点は、こういうふうな議会が決議案を出すというのは、これは私は極めて重要な案件、もしくはこれから議会としての進むべき方向を決めるべきのが決議案としてまさに全会一致が私は原則だと思います。残念ながらこれはたぶん私は反対というより、これはもう既に決まったことだというふうなことで私は認めるわけいません。それで第1点は、こういうふうな決議案を出すというのは、所管の委員会があります。じゃあ所管の委員会がどういう方向づけとしてこれは決議案として出すべき事項なのかと、こういう審議の過程が何ら見えておりません。これが第1点です。

それから第2点は、議会のこの全会一致の議案が、これまでの議論の中身に先ほど申し上げましたように何ら従来の中身のようなことに新しいものが見受けられません。なので特別議決すべき事項としては、私はやや力不足ではないのかなと、こういうふうに存じます。

何点かさらにまた突っ込んだお話をさせていただきますが、これまでの議論の経緯を見ますと、議会全体で、じゃあこの病院問題を前向きに協議しましょうやと、前向きに議論しましょうやと、そういうことがあったのかどうかです。一例を挙げますと、前副市長のあのぐらいの問題になった議論が百条委員会から九十八条委員会に非常に

もう拘束力のないそういう委員会になられております。市民には何ら解明されないで終わっております。

第2点は、これは市長のかかわることですが、公金を693万円が、これが不足になったよというふうなことで市長がこの本会議場で副市長と2人で負担しますよと、こう言っています。そしてその後、市長に伺ってこの本会議場で市長も副市長からは現金でいただきましたと、こういうふうに言っておりました。まさに市長が約束したとおり2人での補てんがあったと思います。しかし、そこで私もお尋ねしましたが、副市長の負担がどのくらいかといいましたら、それは申し上げられない、こういうふうに公金が2人で負担する約束をして申し上げられないというその言い分は、私はこれはいかがなものかなと、こういうふうに思います。まさにこれは公金ですので、いわゆる市民にはその金額の行方が不明になっております。このことを第2点として指摘しておきたいと思います。

それから第3点が経営改善計画に先ほど来何度も、提案者も19年度末の累積欠損金申し上げましたが、私はこの予算が提出されておりますので、20年度末には27億7千330万円、こういう多額にふくれ上がってきます。なので、これも先ほど言いましたように、なぜこういうふうな累積赤字がどう解消するかというふうなことが一つも議論されません。誰も質問していません。我が会派だけ私は何人かが指摘しております。このことでございます。

それから、最後になりますが、市長が先頭に立って経営に当たると、こう言っています。最近ようやく市長が先頭に立ってやると言いましたので、私はこれは大変結構なことでございまして、まさに市長も全身全霊をかける、政治生命をかけると、こういうふうに言っております。ですので市長からは、この計画が順調に推移するのは、これは当たり前です。しかし、いつの時点でこの計画が誤算があるかもしれません。私はそのときが市長の潔い責任の取る時期ではないかと、こういうふうに思います。

こういうふうな何点かの指摘をして、残念ながら私はこの決議というのは、もう少し力強い議会全員の決議として市民に示せる決議であってほしいと、こういうふうに思いましたので、私は何度も申し上げますが、残念ながら賛同できませんので、こういうふうな事情をお話申し上げました。

終わります。

○議長（船木茂君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第37号を採決いたします。

本件は、起立により採決します。本件について賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数あります。よって、議会案第37号は可決されました。

男鹿みなと市民病院経営改善に関する決議

男鹿みなと市民病院は、平成10年7月1日に開院以来、まもなく10年をむかえようとしており、この間、議会においては、この病院経営について、さまざまな意見、提言がなされている。一般会計からは、多額の補助金（約12億5千万円）を計上しているにもかかわらず、平成19年度末には、不良債務約4億4千万円、累積欠損金約26億円となっている。

現状の男鹿みなと市民病院の経営悪化状況を鑑み、市当局においては、最重要課題として位置づけし、市長は、重大な決意を持って臨み、下記による経営改善に努めることを強く求めるものである。

記

1. 地域医療機関としての市民から信頼される病院づくり
2. 病院事業会計における収支の改善、特に早期の不良債務解消
3. 更なる常勤医師確保の早期実現

以上、決議する。

平成20年3月19日

秋田県男鹿市議会

議 長 船 木 茂

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま、議会案第38号旧ユナイトに予定されるパチンコ店進出の反対決議案が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第8 議会案第38号の上程

○議長（船木茂君） 日程第8、議会案第38号旧ユナイトに予定されるパチンコ店進出の反対決議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。木元利明君。はい、14番。

【14番 木元利明君 登壇】

○14番（木元利明君） ただいま議題となりました議会案第38号旧ユナイトに予定されるパチンコ店進出の反対決議案につきまして、提案理由を申し上げます。

1つ、地域の健全な娯楽施設で多くの市民から利用されていたユナイトが閉鎖されてから3カ月余りが過ぎ、地域住民からは同様の施設の再開を望む声が多く寄せられておりますが、このたびのパチンコ店進出の計画については大変な衝撃を受けております。進出に当たっては、規制する適当な法令等がないことを見通しての行動と思われます。市当局も法を守る立場から法の枠内で対応せざるを得ないが、この地域は用途地域によるパチンコ店が建設できない地域と極めて隣接しており、また、男鹿工業高校も近いことから青少年の健全な育成の面からも影響があるものと考えます。したがって、同地域にパチンコ店進出の計画を断念すべきである。

2つ、市内には、市民や青少年が集うスポーツ及び娯楽施設が少ないとから、従来と同様の施設として、早期に営業を開始することを強く望むものであります。

以上決議するものであります。

各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由とさせていただきます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議会案第38号を採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。本件について賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、議会案第38号は可決されました。

旧ユナイトに予定されるパチンコ店進出の反対決議

1. 地域の健全な娯楽施設で、多くの市民から利用されていたユナイトが閉鎖されから三ヶ月余りが過ぎ、地域住民からは、同様の施設の再開を望む声が多く寄せられておりますが、このたびのパチンコ店進出の計画については、大変な衝撃を受けております。

進出にあたっては、規制する適當な法令等がないことを見とおしての行動と思われる。市当局も法を守る立場から法の枠内で対応せざるを得ないが、この地域は、用途地域によるパチンコ店が建設できない地域と極めて隣接しており、また、男鹿工業高校も近いことから、青少年の健全な育成の面からも影響があるものと考える。したがって、同地域にパチンコ店進出の計画を断念すべきである。

2. 市内には、市民や青少年が集うスポーツ及び娯楽施設が少ないとから、従来と同様の施設として、早期に営業を開始することを強く望むものであります。

以上、決議する。

平成20年3月19日

秋田県男鹿市議会
議長 船木 茂

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第9 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

○議長（船木茂君） 日程第9、これより平成20年2月1日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○議長（船木茂君） ただいまの出席議員数は23人であります。
この選挙は、広域連合議会議員の市議会議員の区分であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（船木茂君） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であり、投票用紙に候補者の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ順次投票願います。

点呼を行います。

(職員氏名点呼)

1 番	中田敏彦さん	2 番	吉田清孝さん	3 番	三浦利通さん
4 番	古仲清紀さん	5 番	柳楽芳雄さん	6 番	高野寛志さん
7 番	船木正博さん	8 番	中田謙三さん	9 番	佐藤巳次郎さん
10 番	吉田直儀さん	11 番	畠山富勝さん	12 番	越後貞勝さん
13 番	三浦桂寿さん	14 番	木元利明さん	16 番	安田健次郎さん
17 番	笹川圭光さん	18 番	船橋金弘さん	19 番	中田俊雄さん
20 番	大森勝美さん	21 番	佐藤美子さん	22 番	杉本博治さん
23 番	高桑國三さん	24 番	船木 茂さん		

○議長（船木茂君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 投票漏れなしと認めます。

よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（船木茂君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に畠山富勝君、古仲清紀君、船橋金弘君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（船木茂君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合します。

そのうち有効投票21票、無効投票2票。

有効投票のうち、加賀屋千鶴子さん5票、大坂義徳さん16票。

以上であります。

本選挙については、投・開票結果の報告までとなります。

なお、当選人は、選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙における得票数を集計し、決定となります。

これをもちまして平成20年2月1日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議

員の補欠選挙を終了いたします。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次にお諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第10 継続審査事件の承認

○議長（船木茂君） 日程第10、継続審査事件の承認を議題といたします。

会議規則第103条の規定により、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、平成21年3月定例会まで閉会中の継続審査にしたいとの申し出があります。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事項の審査及び調査は、平成21年3月定例会まで閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次にお諮りいたします。ご配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第11 議員派遣の件

○議長（船木茂君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第12項及び会議規則第158条の規定により、ご配付いたしております議員派遣の件のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、ご配付いたしております議員派遣の件のとおり議員を派遣することに決しました。

議員派遣の件

平成20年3月19日

地方自治法第100条第12項及び男鹿市議会会議規則第158条の規定により次のとおり議員を派遣する。

東北市議会議長会定期総会

- (1) 派遣目的 第60回東北市議会議長会 定期総会
 - (2) 派遣場所 青森県八戸市
 - (3) 派遣期間 平成20年4月17日（木）
 - (4) 派遣議員 三浦利通
-

○議長（船木茂君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これで3月定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

午後 4時17分 閉 会

會議錄署名議員

議長 船木茂

議員 高桑國三

議員 中田敏彥